

議案第 1 1 3 号

損害賠償請求事件に係る和解

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、本案を提出する。

損害賠償請求事件に係る和解

次の東京地方裁判所令和5年（ワ）第12679号原状回復費用等請求事件については、別紙和解条項により和解に応ずる。

1 訴訟当事者

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

原告 世田谷区

被告

2 事件の概要

世田谷区は、[]と[]、[]の橋梁新設改良工事（以下「本件工事」という。）に係る工事請負契約を締結した。しかし、[]は世田谷区の工事監督員の合意がないまま工事を強行する等、同契約に違反したため、世田谷区は[]、[]に対して同契約の解除を通知した。

同契約の解除に際しては、同契約の規定により[]が本件工事に係る工事用地等を原状に復する義務を負うところ、世田谷区はこれについて履行を求めたが、[]はこれに従わなかったため、世田谷区は[]に他の会社と[]の原状回復工事（以下「回復工事」という。）に係る工事請負契約を締結し、本件工事に係る工事用地等の原状回復を行った。回復工事に係る工事請負契約について、世田谷区は金3,340,440円を同社に対して支出した。

その後、世田谷区は、本件工事に係る工事請負契約の規定により、[]に対し、回復工事に係る工事請負契約に要した費用の支払を求めたが、[]は当該費用の支払を行わなかったため、[]及び同社の代表取締役であり、同社の業務執行に関する全ての権限を有する[]に対して、原状回復費用及び遅延損害金の支払を求め、訴えを提起した。

以後審理が行われてきたが、東京地方裁判所から和解勧告があり、当事者双方は、当該和解勧告を受けて協議した結果、別紙和解条項の内容で和解が成立する

見込みとなった。

別紙

和 解 条 項

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、本件原状回復費用として334万0440円及びこれに対する平成31年1月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員のうち367万4484円を、令和7年6月30日限り、原告が交付する納入通知書において原告が指定する方法により支払う。
- 3 被告らが前項の金員を令和7年6月30日限り支払ったときは、原告は、被告らに対し、第1項の残債務を免除する。
- 4 被告らが第2項の支払を怠ったときは、前項の残債務は免除されず、被告らは、原告に対し、連帯して、334万0440円及びこれに対する令和7年6月30日までの確定遅延損害金から既払金を控除した残金（なお、既払金は上記確定遅延損害金にまず充当し、その残額を元金に充当する。）並びに残元金に対する同年7月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。